

自己評価・外部評価結果の公表及び受審頻度緩和について

1. 外部評価結果等の公表について

認知症対応型共同生活介護では、自己評価及び外部評価機関による外部評価の受審並びにそれらの結果の公表を行い、自らのサービスの質の改善を常に図ることが、指定基準により義務付されています。

この外部評価の結果については、従前より、下記公表の手順により市や地域包括支援センターで設置・公表しています。今後も、ご協力をお願いします。

また、外部評価の受審頻度緩和の適用を受け、外部評価を受審しなかった年度でも、従前どおり、自己評価については市介護保険課へ提出してください。

【公表の手順】

1 事業所から市介護保険課事業者係へ評価結果を提出

外部評価受審後に、外部評価機関から評価の確定版が届きますので、「自己評価及び外部評価結果」と「目標達成計画」を下関市介護保険課へ提出してください。受付印を押印した後、写しを返却します。その写しを受け取ったら、速やかに、外部評価機関へFAX等により報告してください。市へ提出したことを外部評価機関が確認し次第、WAM - NETに評価結果等が掲載されます。WAM - NETに掲載された評価結果(電子ファイル)を、市での公表にあたって使用します。

2 市から12地域包括支援センターへ評価結果を電子メールにて配信

3 上記2が紙媒体にて市介護保険課、各総合支所市民生活課、12地域包括支援センター窓口にて閲覧用として設置

公表までの流れについては、「5.参考」のフロー図も参照してください。

「自己評価及び外部評価結果」と「目標達成計画」を郵送により市介護保険課へ提出する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

2. 外部評価の受審頻度緩和について

次の要件を満たす事業所は、外部評価の実施回数を2年に1回にすることができます。

過去に「外部評価」を5年間継続して実施している
「自己評価及び外部評価結果」「目標達成計画」を市町村に提出している
運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されている
運営推進会議に、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席している
外部評価項目の2、3、4、6の実践状況(外部評価)が適切である

3. 受審頻度緩和を受けるための手続き

山口県長寿社会課介護保険班あてに所定書類を提出します。なお、詳細については「かいごへるぷやまぐち」を確認してください。

☞かいごへるぷやまぐちトップページ(<http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>)

お知らせ一覧

お知らせ

地域密着型サービスの外部評価の受審頻度緩和について

4. 運営推進会議の議事録について

認知症対応型共同生活介護においては、おおむね2月に1回以上の運営推進会議を開催しなければなりません。また、当会議の議事録については、事業者において公表及び2年間保存することが義務付けられています。

議事録については、先述の「2. 外部評価の受審頻度緩和」の要件のうち、

- ・運営推進会議を過去1年間に6回以上開催している
- ・市町村職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席している

について、要件を満たしているか確認する必要があるため、**運営推進会議の議事録は必ずその都度下関市介護保険課へ提出してください。**

市職員・地域包括支援センター職員のいずれもが欠席になりそうな場合は、至急、市介護保険課事業者係へご連絡ください。

外部評価の受審頻度緩和を受けない事業者も、運営状況の把握のため提出をお願いします。

提出については、FAXでも結構です。

新型コロナウイルス感染症対策にて会議を中止した場合は、出席予定者に対し文書等で報告・意見照会を行い、その結果を市に文書で報告をして下さい。
(R2.2.26付 下介第379号にて通知済み)